

## EC 競争法における金銭的不利益処分の算定方法に係る新ガイドラインの概要

	Fines	変更点等	(参考) 我が国の課徴金								
違反行為に係る実体規定	EC 条約第 81 条及び第 82 条		独占禁止法第 2 条第 5 項、第 6 項及び 3 条								
根拠規定	欧州委理事会規則 1/2003 号 23 条(2)a		独占禁止法第 7 条の 2								
算定方法の根拠	欧州委ガイドライン (2006.6.28 改定)		独占禁止法第 7 条の 2、独占禁止法施行令								
趣旨・目的	<p>違反した事業者に対し、金銭的な不利益 (pecuniary sanction) を賦課することにより違反行為の反復を抑止するとともに、条約の禁止規定を実効性あるものにする。(ACF Chemiefarma 事件判決)</p> <p>違反事業者制裁 (sanction) を与える (特別予防) だけでなく、他の事業者に対しても違反行為に関与しないよう抑止 (一般予防) するために十分な抑止力を有する必要がある旨ガイドラインに明記されている。</p>		カルテル等による不当な経済的利得相当額以上の金銭を徴収することにより、違反行為防止の実効性を確保すること。								
賦課裁量	任意的 (賦課することができる。)		必要的 (賦課しなければならない。)								
法定上限	違反事業者の前年度全世界売上高の 10%		なし (算定方法が法定されている。)								
基礎額算定	<p>違反行為に直接又は間接に関係する商品又は役務の、EEA 域内における、違反行為に関与していた期間内における最終事業年度の売上高 (税込み) が基準。</p> <p>関連売上高と違反期間 (下記参照) を組み合わせて考慮することにより、違反行為の経済的重大性及び事業者の違反行為における相対的重要性を反映した指標となると考えられる旨ガイドラインに明記されている。</p>	<p>(変更前)</p> <p>違反行為の性質、市場に対する影響度、市場の範囲に応じて、違反行為を 3 段階に類型化し、段階毎に定められた基準・範囲により、決定 (下欄参照)。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">分類</th> <th style="text-align: center;">基準・範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">Very serious (価格削減、市場分割等)</td> <td style="text-align: center;">2000 万€ ~</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Serious</td> <td style="text-align: center;">100 万€ ~ 2000 万€</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Minor</td> <td style="text-align: center;">1,000 ~ 100 万€</td> </tr> </tbody> </table>	分類	基準・範囲	Very serious (価格削減、市場分割等)	2000 万€ ~	Serious	100 万€ ~ 2000 万€	Minor	1,000 ~ 100 万€	違反行為の対象となった商品又は役務の売上高 (違反行為がなくなった日から遡って最大 3 年間の売上高を足し上げる。)
分類	基準・範囲										
Very serious (価格削減、市場分割等)	2000 万€ ~										
Serious	100 万€ ~ 2000 万€										
Minor	1,000 ~ 100 万€										

		Fines	変更点等	(参考) 我が国の課徴金												
基礎額算定	算定率	<p>原則として、上記売上高に最大 30%の率(算定率)が乗じられる(ただし、ガイドラインは基本的な算定方法を示すものであり、必要な抑止力を確保するために、上限 30%を超えた算定率を適用する場合も正当化され得る旨ガイドラインに明記されている。)</p> <p>算定率は、違反行為の性質、違反行為に関与した事業者の総シェア、違反行為の地理的範囲、当該行為が実際に実行されたか否かという要素に応じ、個別事案ごとに決定される(水平的価格カルテル、市場分割カルテル及び生産量制限カルテルは通常 30%の算定率となる旨ガイドラインに明記されている。)</p>		<p>事業者の業種及び資本額等に応じて法律により定められる算定率(下欄参照)を乗じる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大企業</th> <th>中小企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等</td> <td>10%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>3%</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table>		大企業	中小企業	製造業等	10%	4%	小売業	3%	1.2%	卸売業	2%	1%
		大企業	中小企業													
	製造業等	10%	4%													
小売業	3%	1.2%														
卸売業	2%	1%														
違反期間の考慮	<p>違反行為が 1 年以上継続していた場合には、当該年数を上記算定額に乗じる(6 ヶ月未満は 0.5 年と、6 ヶ月以上 12 ヶ月未満は 1 年と換算。)(期間に上限なし。)</p>	(変更前) 違反行為が 1 年以上継続していた場合、継続 1 年毎に応じて、上記算定額を 10%ずつ加算(期間に上限なし。)	違反行為がなくなった日から遡って最大 3 年間(その間の違反行為による売上高を足し上げる。)													
その他	<p>水平的価格カルテル、生産量制限カルテル及び市場分割カルテルについては、これらに関与すること自体を抑止する観点から、上記売上高に算定率を乗じた額に加え、上記考慮要素に応じて、違反行為に関与した前年度売上高の 15~25%の額を加える。</p>	(新設) 事業者にとって、違反行為に少しでも関与することが、多額の負担になるような仕組みにするために新設された規定(Entry Fee mechanism)。	なし													
加算考慮要因	違反行為の反復	<p>欧州委又は加盟国当局が、違反行為であると決定した後に、当該行為又は類似の違反行為を継続・反覆していた場合には、違反歴 1 回ごとに最大で 100%まで増額。</p>	(変更前) どの程度加算するかにつきガイドラインに記載なし。 旧ガイドラインにおいては、加盟国の決定についても違反履歴に数えられる旨の明記なし。	<p>調査開始日から遡り 10 年以内に、課徴金納付命令を受けたことがある者等に対しては、上記算定率の 50%増の率を適用する旨法定。</p>												
	捜査非協力・妨害(捜査後の違反継続)	<p>考慮する。 どの程度加算するかガイドラインに記載なし。</p>		なし												

		Fines	変更点等	(参考) 我が国の課徴金
加算考慮要因	主導的役割	考慮する。 どの程度加算するかガイドラインに記載なし。		なし
	報復的措置	考慮する。 どの程度加算するかガイドラインに記載なし。		なし
	その他		(参考) ガイドラインに記載はないが、役員クラスの従業員が違反行為に関与していた事実、過去の違反行為を契機にコンプライアンス体制を整備したにも関わらず再び違反した事実が考慮された事例あり。 なお、コンプライアンス体制については、減額要素として考慮するのは適当ではない旨の判例あり。 ( <i>Electrical and mechanical carbon and graphite products</i> 事件決定)	なし
減算考慮要因	限定的関与 (従属的役割)	考慮する。 どの程度減算するかガイドラインに記載なし。 事業者側から、関与が極めて限定的であったことが証拠により示される場合に考慮する旨ガイドラインに明記されている。	(変更前) 事業者が証拠を提出する場合に考慮する旨の記載なし。	なし
	合意を実施していなかった場合	考慮する。 どの程度減算するかガイドラインに記載なし。 事業者側から、競争的な行動を採り、合意内容を実施していなかったことが証拠により示される場合に考慮する旨ガイドラインに明記されている。	(変更前) 事業者が証拠を提出する場合に考慮する旨の記載なし。	なし

		Fines	変更点等	(参考) 我が国の課徴金
減算考慮要因	違反行為の中止	考慮する。 どの程度減算するかガイドラインに記載なし。 事業者側から、調査開始後直ちに違反行為を中止したことが証拠により示される場合に考慮する旨ガイドラインに明記されている。 カルテルには適用しない旨及び単に他の事業者よりも違反期間が短いという事実は考慮されない旨ガイドラインに明記されている。	(変更前) 事業者が証拠を提出する場合に考慮する旨の記載なし。 カルテルには適用しない旨の記載なし。	調査開始日の1月前までに違反行為(私的独占を除く。違反行為に係る実行期間が2年未満である場合。)を止めた場合には、上記算定率の20%減の率を適用する旨法定。
	過失による場合	考慮する。 どの程度減算するかガイドラインに記載なし。 事業者側から、過失の存在を証拠によって示される場合に考慮する旨ガイドラインに明記されている。	(変更前) 事業者が証拠を提出する場合に考慮する旨の記載なし。	なし
	調査への協力	考慮する。 どの程度減算するかガイドラインに記載なし。 リーニエンシー告示及び法的義務の範囲を超えて調査に協力した場合に考慮する旨ガイドラインに明記されている。		なし
	リーニエンシー適用	リーニエンシーの要件を満たす限り考慮され得る(適用数制限なし。)		リーニエンシーの要件を満たす3社まで対象となる。
	その他	違反行為が当局又は法律により是認され、又は奨励されている場合に考慮する。	(変更前) 当該行為が違反となるかどうか事業者に合理的な疑いがある場合に考慮するとされていた。 (参考) 自発的な損害賠償履行が減額考慮された事例あり。(Nintendo 事件)	なし

		Fines	変更点等	(参考) 我が国の課徴金
その他	不当な経済的利得を上回る必要性等	<p>不当な経済的利得が算定可能である場合には、当該額を超えるまで増額することができる。</p> <p>十分な抑止力を確保する必要性から、賦課対象事業者の全売上高が、違反对象行為に係る売上高を大幅に上回って大きい場合には、増額することができる。</p>	<p>(新設) 新たにガイドラインに明記された。</p>	なし
	支払能力	<p>例外的なケースとして、事業者から申し出により考慮する場合がある旨ガイドラインに明記されている。</p> <p>Fines 賦課が、事業者の存続を回復不能なほど危うくし、すべての資産価値を失わせることが客観的な証拠により示される場合にのみ認められるものであり、単なる財政状況の悪化や赤字になることは理由にならない旨ガイドラインに明記されている。</p>	<p>(変更前) 事業者の申し出がある場合に考慮する旨の記載なし。</p>	なし